広島市地域共生社会実現計画の振り返り

1 計画の策定状況

現行計画基本理念

市民の誰もが住み慣れた地域で、行政との協働の下、それぞれに役割を持ち、お互いに支え合い、心豊かに暮らし続けることができる地域共生社会の実現

【地域共生社会とは(厚生労働省HPより)】

「制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な 主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと 生きがい、地域をともに創っていく社会」

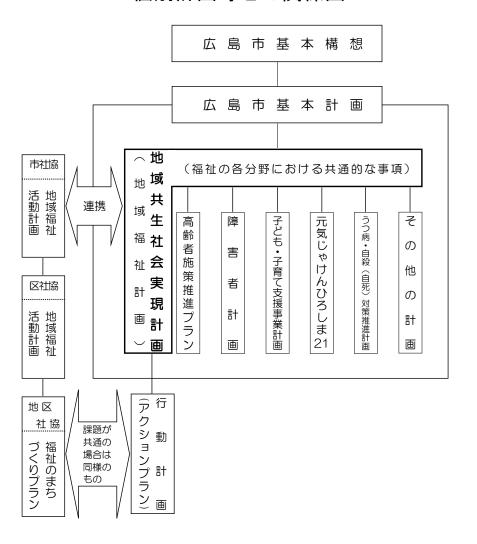
	平成16-20年度 (2004-2008年度)	平成21-30年度 (2009-2018年度)	令和元一5年度 (2019-2023年度)	令和6-10年度 ※予定 (2024-2028年度)
	地域福祉計画		地域共生社会実現計画	
	(第1次)	(第2次)	(第1次)	(第2次)
基本理念	(目標) 住民自らが主体となり、 行政等と連携して、地域 の生活課題の解決に取り 組むための仕組みづくり	高齢者、障害者、子ども おはじめ、市民の誰もがはみ慣れた地域で、憩いとやすらぎのある人間らい生活を送れる地域社	市民の誰もが住み慣れた 地域で、行政との協働の 下、それぞれに役割を持っ ち、お互いに支え合い、 心豊かに暮らし続けるこ とができる地域共生社会 の実現	

2 計画の位置付け

計画の位置付け

- 社会福祉法第107条に基づく 市町村地域福祉計画
- 広島市基本構想に基づき策定する広島市基本計画の地域福祉に関する部門計画
- 地域福祉の推進の観点から 各福祉分野の共通的な事項を 定める上位計画

地域共生社会実現計画と福祉分野の個別計画等との関係図



3 現行計画の取組体系等

取組体系	取組項目			
	在宅福祉サービスの充実・強化			
1 在宅生活を可能にする「公助」 としての福祉サービスの整備	福祉機器の活用の促進			
	福祉サービスを担う人材の確保・育成			
	支え合いの意識づくりと地域福祉活動への参画の促進			
2 地域で支え合う「共助」として の福祉コミュニティの構築	福祉コミュニティの拠点づくり等への支援			
の相近コミューティの特末	社会参加・交流の促進			
3 地域住民等と支援関係機関	地域住民等が地域における問題を把握し地域生活課題として 解決を試みることができる環境等の整備			
による包括的な支援体制の構築	地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備			
	多機関の協働による包括的な相談支援体制の整備			
4 民間との連携・協働による	社会福祉法人等による公益的活動の促進			
地域福祉の推進	民間企業等との協働による地域福祉活動の展開			
	住宅・居住環境の整備			
	福祉のまちづくりの推進			
5 安心して暮らすことができる 生活環境の整備	権利擁護の推進			
/ロ*ネゲ♥/ 正 /用	貧困の状況にある世帯への支援の充実			
	要支援者の避難支援等の推進			

4 現行計画の内容

【(1) 在宅生活を可能にする「公助」としての福祉サービスの整備】

- 〇 在宅福祉サービスの充実・強化
 - 高齢者や障害者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、介護保険や障害福祉サービスの提供体制の充実や更なる基盤整備に努める。
- 〇 福祉機器の活用の促進
 - 高齢者や障害者の在宅生活を支援するため、補装具費や日常生活用具の給付を行うとともに、 利用者が適切な福祉用具を選択するために必要な情報が入手できるような環境整備に取り組む。
- 〇 福祉サービスを担う人材の確保・育成
 - 福祉サービスの量の確保や質の確保・向上を図るため、各種研修会や処遇改善、啓発活動、 労働環境整備の促進による、人材の確保と定着の支援に努める。

【(2) 地域で支え合う「共助」としての福祉コミュニティの構築】

- 〇 支え合いの意識づくりと地域福祉活動への参画の促進
 - 研修会等の開催や地域の担い手同士の交流、地区社会福祉協議会が策定する福祉のまちづくり プランの策定支援といった、地域での支え合いの意識の醸成や地域福祉活動への住民の主体的 かつ継続的な参加の支援に取り組む。
- 〇 福祉コミュニティの拠点づくり等への支援
 - 地域住民が活動や交流を行うために必要となる拠点の確保等に要する費用の補助や公共施設の 柔軟な運営・管理に取り組み、高齢者いきいきサロン等の地域福祉活動拠点の拡大を図る。
- 社会参加・交流の促進
 - 高齢者や障害者、子育て世帯等が孤立しないよう、福祉コミュニティの拠点等を活用した社会参加・交流の促進を図るとともに、地域住民等の相互交流などが行える体制を整備する。

4 現行計画の内容

【(3) 地域住民等と支援関係機関による包括的な支援体制の構築】

- 〇 地域住民等が地域における問題を把握し地域生活課題として解決を試みることができる環境等の整備
 - 地域住民に身近な町内会・自治会や民生委員・児童委員等が要援護者を主体的に見守り、問題を把握し地域生活課題として解決を試みることができる環境を整備する。
- 地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備
 - ・ 地区社会福祉協議会を中心とした、町内会・自治会や民生委員・児童委員等が活動を通して把握した地域生活課題に関する相談を包括的に受け止め、助言等を行うとともに、必要に応じて支援関係機関につなぐことができる体制の整備を、市・区社会福祉協議会と連携して支援する。
- 〇 多機関の協働による包括的な相談支援体制の整備
 - 地区社会福祉協議会等の地域団体だけでは対応が難しい複雑化・複合化した課題や制度の狭間といった課題等に対して、地区担当保健師や地域包括支援センター等の支援関係機関が多機関の協働により支援していくための体制を整備する。

【(4) 民間との連携・協働による地域福祉の推進】

- 〇 社会福祉法人等による公益的活動の促進
 - 市・区社会福祉協議会が行っている地区社会福祉協議会を中心とした地域活動への支援などの 取組について、更なる充実・強化が図られるよう、活動基盤・体制強化への支援を行う。
- 〇 民間企業等との協働による地域福祉活動の展開
 - 民間企業等と協定を締結し、民間企業等の日常業務の中で把握した高齢者等の異変等に関する 情報を提供してもらうなど、地域における見守り・支え合い活動等を促進する。

4 現行計画の内容

【(5) 安心して暮らすことができる生活環境の整備】

- 〇 住宅・居住環境の整備
 - 高齢者や障害者等向けの住まいの現状や動向等を踏まえ、住まいに関する適切な情報提供や 相談支援、住宅改修への支援等に取り組む。
- 〇 福祉のまちづくりの推進
 - 高齢者や障害者等が住み慣れた地域において、より安全・快適に暮らすことができるよう、 公共施設や公共交通のバリアフリー化など、ハード・ソフトの両面からの福祉のまちづくりを 推進する。
- 〇 権利擁護の推進
 - 認知症、精神障害、知的障害等により判断能力が不十分であるために権利擁護支援を必要とする人が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、成年後見制度の運用・普及促進、後見等業務の担い手の育成に取り組む。
- 〇 貧困の状況にある世帯への支援の充実
 - 生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者や生活保護受給者、ひとり親家庭等に対し、福祉・ 雇用・教育等に関する支援を包括的に実施する。
- 〇 要支援者の避難支援等の推進
 - 高齢者、障害者等で災害時に自力で避難することが困難な避難行動要支援者が、安全かつ確実 に避難できる体制を整備する。

5 現行計画に基づく主な取組等の一覧

取組体系	取組項目	事業等	番号	
以他冲杀	以組填日	争耒守	留写	
		地域密着型サービス事業所整備等補助	1	
		地域生活支援拠点の整備	2	
1 在宅生活を可能にする「公助」	在宅福祉サービスの充実・強化	民間障害者(児)福祉施設整備補助事業	3	
としての福祉サービスの整備		共生型サービスの実施	4	
		放課後等デイサービス事業 広島市介護マイスター養成支援事業		
	福祉サービスを担う人材の確保・育成	広島市介護マイスター養成支援事業	6	
		福祉のまちづくりプランの策定支援	7	
	支え合いの意識づくりと地域福祉活動への参画の促進	高齢者地域支え合い事業	8	
		紛争の解決等のための障害者差別解消条例(仮称)の制定に向けた検討		
	ミュニティの様筠	地域高齢者交流サロン運営事業	10	
		地域介護予防拠点整備促進事業	11)	
2 地域で支え合う「共助」として		認知症カフェ運営事業	12	
の福祉コミュニティの構築		常設オープンスペースの設置・地域のオープンスペースへの支援の充実	13	
		ひとり親家庭等居場所づくり事業	14)	
		(地域高齢者交流サロン運営事業)	(10)	
	 社会参加・交流の促進	(地域介護予防拠点整備促進事業)	(11)	
	江云参加・文加の作進	(認知症カフェ運営事業)	(12)	
		(常設オープンスペースの設置・地域のオープンスペースへの支援の充実)	(13)	

5 現行計画に基づく主な取組等の一覧

取組体系	取組項目	事業等	番号
		民生委員・児童委員の活動支援	15
	地域住民等が地域における問題を把握し地域生活課題として解決を試みることができる環境等の整備	生活支援体制整備事業	16
	住民主体型生活支援訪問サービス事業	17)	
3 地域住民等と支援関係機関によ	地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備	地区社協活動拠点づくりの推進	18
る包括的な支援体制の構築		相談支援包括化推進員の配置	19
	夕	区役所厚生部の再編	20
	多機関の協働による包括的な相談支援体制の整備	保健師地区担当制の推進	21)
		(地域生活支援拠点の整備)	(2)
4 民間との連携・協働による地域	社会福祉法人等による公益的活動の促進	市社会福祉協議会の管理・運営	22
福祉の推進 民間企業等との協働による地域福祉活動の展開 包括連携協定の締結		包括連携協定の締結	23
	住宅・居住環境の整備	高齢者等の住宅確保要配慮者向け住宅の登録及び情報提供等	24)
	福祉のまちづくりの推進	民間事業者等が自主的にバリアフリー化に取り組むことを促す仕組みの検討	25
5 安心して暮らすことができる生 活環境の整備	権利擁護の推進	成年後見制度利用促進	26
	貧困の状況にある世帯への支援の充実	生活困窮者の自立支援	27)
	要支援者の避難支援等の推進	避難行動要支援者の避難支援に係る取組の支援	28
		重層的支援体制整備事業の実施に向けた検討・調整	他①
その他の地域共生社会の実現に資する取組の成果		広島市地域コミュニティ活性化ビジョンに基づく取組の推進	他②
		児童家庭支援センター運営事業	他③

6 現行計画に基づく主な取組の成果①

取組体系	1 在宅生活を可能	にする「公助」とし	ての福祉サービスの	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
取組項目	在宅福祉サービスの充実・強化			
	単身や中重度の要護、看護小規模多機提供体制の確保に向 ②実績 開設時の建築費や 介護ロボット・ICTA	能型居宅介護といった けて、その整備を促 準備経費等の補助を	5日の体制で支える気 た地域密着型サービ 進するための補助等 行う従来の補助メニ 長置設置経費支援なと	E期巡回・随時適応型訪問介護看護や、小規模多機能型居宅介ス、ならびに社会福祉法人等が設置経営する社会福祉施設等のを行う。 ューに加え、令和2年度から、大規模修繕の際にあわせて行う 、地域のニーズに適した補助メニューの追加を行い、開設時
	年度	事業費 (千円)	補助件数 (件)	
	平成30年度	39, 200	2	
	平成31年度	111, 354	9	
取組実績等	令和2年度	218, 130	14	
	令和3年度	320, 309	18	
	令和4年度	414, 496*	30	
	※ 令和4年度の	事業費は見込額		
	いく必要がある。 〇今後の取組方針	スや社会福祉施設等の		社会福祉施設等の整備促進のため、さらに補助の活用を図って向けて、その整備を促進するため、引き続き、事業者に対して

6 現行計画に基づく主な取組の成果②

在宅生活を可能にする「公助」としての福祉サービスの整備 取組体系 地域住民等と支援関係機関による包括的な支援体制の構築 在宅福祉サービスの充実・強化 取組項目 多機関の協働による包括的な相談支援体制の整備 【地域生活支援拠点の整備】 障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、24時間対応可能な相談支援等を行うサービス拠点を整備する。 ◎実績 各区1か所設置している広島市障害者基幹相談支援センターにおける業務の一環として、以下の地域生活支援拠点業務を 委託して実施している。 (1) 夜間・休日における連絡体制の確保 (2) 緊急時の受け入れ・対応 (3) 地域における支援体制の整備(地域体制整備コーディネーター配置) 平成30年3月から西区でモデル実施し、現在6区6か所で地域生活支援拠点を整備した拠点を設置することで、個別事例の 積み重ねにより、地域住民組織等とのネットワークが構築されている。 区 拠点設置年月 中区 令和2年10月 東区 (令和5年度設置予定) 取組実績等 南区 令和4年7月 西区 平成30年3月 安佐南区 (令和5年度設置予定) 安佐北区 令和3年7月

●課題

全区での整備を行いつつ、事業の周知と登録者の掘り起こしが必要である。

令和元年10月

令和2年10月

〇今後の取組方針

安芸区

佐伯区

令和5年度内に東区、安佐南区に1か所ずつ計2か所地域生活支援拠点を追加整備し、全区での整備を完了する。

6 現行計画に基づく主な取組の成果③

取組体系	1 在宅生活を可能にする「公助」としての福祉サービスの整備					
取組項目	在宅福祉サービスの	在宅福祉サービスの充実・強化				
		【民間障害者(児)福祉施設整備補助事業】 民間による福祉サービス事業所等の基盤整備や防犯対策を強化するための整備に対して補助を行う。				
	◎実績 平成30年度以降、以下のとおり整備を行った。					
	年度	整備区分	サービス種別	定員 (名)		
		改築	共同生活援助	10		
	平成30年度	80年度 創設	生活介護	10		
			就労継続支援B型	10		
	平成31年度	創設	共同生活援助	10		
	績 等 令和2年度	⇔ ı =π.	生活介護	25		
取組実績等		創設	共同生活援助	8		
	Λ. 4π. 2. fr. rr. rr. rr. rr. rr. rr. rr. rr. rr	創設	共同生活援助	20		
	令和3年度 大規模修繕等	大規模修繕等	医療型障害児入所施設	_		
	令和4年度	(案件なし)	(案件なし)	_		
	● 5冊 日百					

●課題

重度障害者を受け入れることのできる生活介護事業所や共同生活援助事業所は今もなお不足しており、今後もこのような施設の基盤整備が必要である。

また、施設の新設のみならず、既存施設の改修など、求められるニーズが多様化している。

〇今後の取組方針

引き続き、事業者の相談に応じながら、整備を進めていく。

6 現行計画に基づく主な取組の成果④

取 組 体 系	1 在宅生活を可能にする「公助」としての福祉サービスの整備					
取組項目	在宅福祉サービスの充実・強化					
	【共生型サービスの実施】 障害福祉サービスを受けていた人が65歳になっても、引き続き同じ事業所でサービスを受けることができるよう、事業所が共生型サービスの指定を受けることに取り組む。					
	◎実績共生型サービスを提供する事業者として、以下の通り指定を行った。【障害福祉サービス等事業所の指定状況】					
	サービス種類	指定事業所数(事業所)	(参考)介護保険サービ	ス事業所の指定状況		
	生活介護	9	サービス種類	指定事業所数 (事業所)		
取組実績等	自立訓練	1	訪問介護	1		
	放課後等デイサービス	4	通所介護	5		
	児童発達支援	1	短期入所生活介護	1		
	〇今後の取組方針	業所に支払われる報酬単価が なるよう、指定都市と共同し		スよりも低くなる。 講じるよう引き続き要望していく。		

6 現行計画に基づく主な取組の成果⑤

取組体系	1 在宅生活を可能にする「公助」としての福祉サービスの整備			
取組項目	在宅福祉サービスの充実・強化			
	【放課後等デイサービス事業】 放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児(発達障害児を含む。)の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進する。 ◎実績			
	放課後等デイサービスの利用者数、事業所数はともに年々増加している。 年度 支給決定件数 (件) 事業所数 (事業所)			
	平及			
	平成31年度 3,573 184			
取組実績等	令和2年度 3,969 196			
42 / 10 / 10 / 10	令和3年度 4,347 215			
	令和4年度 4,679 232			
	 ●課題 受給者の増加に加え、障害の程度も多様化しており、個々に応じた対応が求められるようになってきている。 また、それに伴う事業所の人員の確保や職員のスキルの向上が必要である。 ○今後の取組方針 引き続き、療育を必要とする障害児が、適切な障害福祉サービスを受けられるよう、事業所の指定・指導を行う。 また、広島市障害福祉人材養成支援事業等による人材養成の取組を継続する。 			

6 現行計画に基づく主な取組の成果⑥

取組体系	1 在宅生活を可能にする「公助」としての福祉サービスの整備		
取組項目	福祉サービスを担う人材の確保・育成		
	【広島市介護マイスター養成支援事業】 介護職員の資質の向上やキャリア形成を図るとともに、その社会的評価を高め、介護技術に優れた中核となる人材の養成・定着を促進するため、国の「介護プロフェッショナルキャリア段位制度」に基づき、一定レベル以上の認定を取得した者を「ひろしま介護マイスター」として認定し、養成した事業所に奨励金を交付する。 ◎実績		
	年々、「ひろしま介護マイスター」認定者数が減少傾向にあったが、令和3年度から「ひろしま介護マイスター」の養成 実績のない事業所が新たに養成した場合、奨励金を上乗せして支給するとともに、一定レベル以上の認定を取得した者が所属する事業所へ直接、「ひろしま介護マイスター」制度の意義を説明し、当該職員を「ひろしま介護マイスター」に推薦するよう促した結果、認定者数の増加に繋がった。		
	年度 認定者数 (人)		
	平成30年度 43		
取組実績等	<mark>平成31年度 28 28 28 28 28 28 28 28 28 28 28 28 28 </mark>		
	令和2年度 14		
	令和3年度 65		
	令和4年度 42		
	 ●課題 「ひろしま介護マイスター」の認定に必要となる国の「介護プロフェッショナルキャリア段位制度」を活用する事業所を増やす必要がある。 ○今後の取組方針 セミナーを開催するなどにより、「ひろしま介護マイスター」及び「介護プロフェッショナルキャリア段位制度」などの周知活動を行う。 		

現行計画に基づく主な取組の成果⑦ 6

取組体系 2 地域で支え合う「共助」としての福祉コミュニティの構築 取組項目 支え合いの意識づくりと地域福祉活動への参画の促進 【福祉のまちづくりプランの策定支援】 地域住民自らが様々な活動を通し行政との協働によって地域生活課題を解決していくための活動を総合的・計画的に推進 するため、地区社会福祉協議会を中心に取り組まれている「福祉のまちづくりプラン」の策定・改訂の支援を広島市社会福 祉協議会と連携して行う。 ◎実績 福祉のまちづくりプランの未策定地区について、市社会福祉協議会が福祉のまちづくりプラン策定支援事業の推進を行う 中で、地域の状況に応じた働きかけや策定の支援を行うことで、プランの策定等を促すとともに、策定等に向けた地域での 話し合いの場に行政職員が参加するなどにより、プランの策定・改定に向けた支援を行った。 (単位:地区) 改定地区数 年度 策定地区数 平成30年度 111 35 平成31年度 118 43 取組実績等 118 45 令和2年度 令和3年度 118 48 令和4年度 119 48 (参考) 令和4年度末時点の地区社会福祉協議会数:140地区 ●課題 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、平成31年度後半から福祉のまちづくりプランの策定等に向けた地域 での協議といった取組を中断せざるを得ない状況にあったことから、策定地区数の伸びは微増にとどまっている。

また、多くの地区でプランの策定は実施されているが、その後の改定を行っている地区は多くない状況となっている。

〇今後の取組方針

引き続き、広島市社会福祉協議会と連携し、福祉のまちづくりプランの策定支援を行うとともに、策定支援を通じて地域 福祉課題を把握した際には、課題解決に向けて適切な支援を行っていく。

6 現行計画に基づく主な取組の成果®

取組体系	2 地域で支え合う「共助」としての福祉コミュニティの構築				
取組項目	支え合いの意識づくりと地域福祉活動への参画の促進				
【高齢者地域支え合い事業】 地域包括支援センターがコーディネーターとなり、小学校区を基本として、民生委員・町内会・自治会、老人クラブといった様々な活動主体の連携強化及び見守り活動情報のーネットワークを構築するなど、地域の実情に応じて高齢者を地域で見守り・支え合う仕組高齢者の活動・交流の場づくり、生活支援サービスへのつなぎなど、共に支え合う地域づ◎実績				元化・共有化を図ることができる みを構築し、見守り活動を基本に	
	年度	取組開始地区数 (地区)	- 見守り対象者数 (人)	見守り協力員数(人)	
	平成30年度	98	4, 484	2, 894	
	平成31年度	111	5, 801	3, 387	
取組実績等	令和2年度	122	6, 313	3, 716	
	令和3年度	125	7, 037	4, 376	
	令和4年度	125	7, 161	4, 380	
	 ●課題 見守り活動を行う見守り協力員の高齢化が年々進んでおり、若い世代における担い手の確保が課題である。 ○今後の取組方針 高齢者地域支え合い事業に係る市民への普及・啓発を図るために、各地区で行われている好事例をまとめたパンフレットの作成や本市ホームページの更なる充実、広報紙への記事の掲載等による広報活動の充実に取り組んでいく。 				

6 現行計画に基づく主な取組の成果⑨

取 組 体 系	2 地域で支え合う「共助」としての福祉コミュニティの構築
取組項目	支え合いの意識づくりと地域福祉活動への参画の促進
	【紛争の解決等のための障害者差別解消条例(仮称)の制定に向けた検討】 紛争の解決等のための障害者差別解消条例(仮称)の制定に向けて、障害者差別解消支援地域協議会を運営するとともに、 国等との役割分担、他都市の状況等の調査や障害者から意見聴取を行い検討する。
	◎実績 令和2年3月24日に「広島市障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」(以下「条例」という。)を制定し、同年 10月1日に施行した。
取組実績等	●課題 令和3年6月4日、国において事業者による合理的配慮の提供の義務化を主とした「障害を理由とする差別の解消の推進に 関する法律」(以下「法」という。)の一部改正が行われたことから(施行日:令和6年4月1日)、条例の一部改正を行う 必要がある。
	○今後の取組方針 国の作成した基本方針等を踏まえつつ、広島市障害者差別解消支援地域協議会や、障害当事者とその家族、障害者支援団体、事業者からの意見聴取等により、意見の集約を図りながら、法や条例に基づく施策の更なる推進に努めるとともに、事業者による合理的配慮の提供の義務化を主とする具体的な条例の改正を行う。

6 現行計画に基づく主な取組の成果⑩

取組体系	2 地域で支え合う「共助」としての福祉コミュニティの構築		
取組項目	福祉コミュニティの拠点づくり等への支援 社会参加・交流の促進		
	【地域高齢者交流サロン運営事業】 地域団体(町内会・自治会、地区社会福祉協議会など)が実施している「ふれあい・いきいきサロン」などを活用し、高齢者の誰もが参加でき、介護予防に資する様々な「通いの場」の活性化を図るため、運営に係る補助や実施団体への研修などの運営支援を行う。		
	◎実績		
	年度 補助団体数 (団体)		
	平成30年度 450		
	平成31年度 533		
取組実績等	令和2年度 367		
	令和3年度 347		
	令和4年度 323		
	 ●課題 サロンの担い手、後継者がいないことが課題である。 ○今後の取組方針 身近な地域で気軽に参加できるサロン(居場所)づくりを推進するため、地区社会福祉協議会の活動への支援や地域高齢者交流サロン運営事業によるサロンへの運営支援を通じて、サロン数の増加に向けて取り組んでいく。 		

6 現行計画に基づく主な取組の成果⑪

取組体系	2 地域で支え合う「共助」としての福祉コミュニティの構築			
取組項目	福祉コミュニティの拠点づくり等への支援 社会参加・交流の促進			
	【地域介護予防拠点整備促進事業】 高齢者の誰もが身近な地域で介護予防に取り組むことができるよう、地域包括支援センターがコーディネーターとなり、 地域福祉関係団体等との協力の下、リハビリ専門職等と連携して、住民が主体となって身近な場所で介護予防に取り組む通 いの場(地域介護予防拠点)の整備を促進するとともに、助言・情報提供や講師派遣などの運営支援を行う。			
	◎実績			
	年度 参加者数 (人)			
	平成30年度 16,073			
	平成31年度 19, 169			
	令和2年度 20, 273			
取組実績等	令和3年度 20,749			
	令和4年度 21, 214			
	 ●課題 地域介護予防拠点の参加者数は平成27年度の事業開始以降順調に増加していたが、徐々に伸びが鈍化してきており、令和 2年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、微増の状況が続いている。また、実施場所の不足や世話人の後継者 不足が課題となっている。 ○今後の取組方針 誰もが介護予防に取り組むことのできる地域づくりを目指し、引き続き地域介護予防拠点の立ち上げ・運営の支援、取組 内容の充実等の支援を行う。 			

6 現行計画に基づく主な取組の成果①

取組体系	2 地域で支え合う「共助」としての福祉コミュニティの構築			
取組項目	福祉コミュニティの拠点づくり等への支援 社会参加・交流の促進			
	【認知症カフェ運営事業】 認知症の人とその家族、地域住民、専門職が気軽に集い、相互交流を図るとともに、専門職による相談・助言などによって、認知症の人とその家族の孤立化防止や地域で認知症の人とその家族を支える体制づくりの促進を図るため、認知症カフェの支援金の給付などの運営支援を行う。			
	◎実績			
	年度・設置数(か所)			
	平成30年度 84			
	平成31年度 96 96			
	令和2年度 103			
取組実績等	令和3年度 109			
	令和4年度 128			
	 ●課題 認知症カフェの無い地域への立ち上げ支援を行うとともに、認知症カフェによっては活動継続と内容充実が課題となっているため、運営の支援が求められる。 また、新規参加者が少ないことや、実施場所の不足、運営スタッフの不足も課題となっている。 ○今後の取組方針 認知症の人と家族、専門職、地域住民が気軽に集い、相談・交流などができる場をできるだけ多く地域で作るため、引き続き認知症カフェの立ち上げ・運営の支援、取組内容の充実等の支援を行う。 			

6 現行計画に基づく主な取組の成果(3)

取組体系 2 地域で支え合う「共助」としての福祉コミュニティの構築

取組項目

福祉コミュニティの拠点づくり等への支援

社会参加・交流の促進

【常設オープンスペースの設置・地域のオープンスペースへの支援の充実】

各区に設置した常設オープンスペースの運営により、乳幼児とその保護者がいつでも気軽に集い、相互交流を図るとともに、子育ての相談が受けられる場を提供し、子育て家庭に対する支援を行う。また、NPO法人等が設置・運営する公募型の常設オープンスペースについて、運営費等を補助し、設置数を拡大するとともに、一時預かりや地域に出向いての運営等機能の充実を図る。

さらに、地域の身近な場所において地域団体が主体となって運営するオープンスペースについて、支援者及び参加親子の 傷害保険料を負担するとともに、各区の地域子育て支援センターから相談員の派遣等による支援を行うことにより、活動の 活性化を図る。

◎実績

【公募型常設オープンスペース】

取組実績等

年度	補助実績 (千円)	設置数 (か所)	利用者数 (人)	
平成30年度	73, 879	11	78, 516	
平成31年度	77, 787	11	64, 884	
令和2年度	90, 083	12	33, 298	
令和3年度	101, 715	13	34, 575	
令和4年度	115, 613*	14	57, 381	

[※] 令和4年度の補助実績は見込額

●課題

- 新たな公募型常設オープンスペースの設置促進
- 既存の公募型常設オープンスペースの機能拡充

〇今後の取組方針

第2期広島市子ども・子育て支援事業計画に基づいて、公募型オープンスペースの設置とともに、既存施設における付加的事業の取組みを促進する。

【地域のオープンスペース】

年度	被保険者数(人)*
平成30年度	26, 752
平成31年度	24, 451
令和2年度	5, 533
令和3年度	5, 690
令和4年度	12, 550

※ 傷害保険の加入を希望した参加者数

6 現行計画に基づく主な取組の成果(4)

取組体系	2 地域で支え合う「共助」としての福祉コミュニティの構築				
取組項目	福祉コミュニティの拠点づくり等への支援				
	【ひとり親家庭等居場所づくり事業】 ひとり親家庭の子どもが気軽に集まれる「居場所」を提供し、基本的な生活習慣の習得、学習支援、食事の提供等を行う 民間の実施団体に事業費を補助する。				
	◎実績				
	年度 補助実績 (千円) 延参加者数 (人)				
	平成30年度 6,944 3,331				
	平成31年度 7, 681 3, 308				
	令和2年度 7, 165 (5区5団体) 2, 995				
取 組 実 績 等	令和3年度 7, 255 (5区5団体) 4, 026				
	令和4年度 (2月末現在) 未確定* 4,438				
	※ 令和4年度補助実績(8区8団体で実施)は未確定 令和4年度末で1団体事業廃止のため、令和5年度に1団体公募予定				
	●課題 ・ 支援を必要とする家庭へ行政の支援を幅広く行き届けるため、全区で実施する ・ 実施団体が長期的に運営できる体制を整える ・ 利用者数が低調である団体の原因を分析する ○今後の取組方針 ・ 補助率の制限を含めた見直しの検討 ・ 各団体の意見を踏まえた事業内容の見直し				

6 現行計画に基づく主な取組の成果⑤

取組体系	3 地域住民等と支援関係機関による包括的な支援体制の構築
取組項目	地域住民等が地域における問題を把握し地域生活課題として解決を試みることができる環境等の整備
	【民生委員・児童委員の活動支援】 民生委員・児童委員に対する研修を実施するとともに、高齢者の支援ニーズに応じた情報提供や地域で行う様々な相談活動を支援する。
取組実績等	◎実績 民生委員・児童委員に対し、活動を行っていく上で必要とされる知識・技術の理解・習得に努めていただくため、経験年数や役職等に応じて、研修を実施した。 また、民生委員・児童委員の活動をサポートする民生委員協力員について、令和4年度から活動費を増額するとともに、年齢上限の撤廃や民生委員・児童委員の欠員区域に係る複数人配置を可能とするなど、地域の実情等に応じて柔軟な対応ができるよう制度を見直し、民生委員・児童委員に対する支援を充実することで、地域全体での高齢者等の支援体制の強化を図った。
	●課題 高齢化等の社会環境の変化や民生委員・児童委員の業務負担の増加等を背景として、民生委員・児童委員の担い手の確保 が課題となっている。
	○今後の取組方針 地域における多様な主体が高齢者等の支援ニーズに応じた情報提供や相談活動を行っていけるよう、民生委員協力員制度 の更なる充実等により、民生委員・児童委員に対する支援を充実させ、地域全体での高齢者等の支援体制の強化を図る。

6 現行計画に基づく主な取組の成果値

取組体系	3 地域住民等と支援関係機関による包括的な支援体制の構築
取組項目	地域住民等が地域における問題を把握し地域生活課題として解決を試みることができる環境等の整備
取組実績等	【生活支援体制整備事業】 生活支援サービスを担う多様な事業主体と連携しながら、介護保険制度でのサービスのみならず、保険外のサービスも含む多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図るため、生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備を推進する役割を担う者(生活支援コーディネーター)を配置し、地域に不足するサービスの創出や、生活支援サポーター養成講座の開催等によるサービスの担い手の育成等を行うとともに、生活支援サービスの多様な提供主体が参画する協議体を設置し、多様な主体間の定期的な情報共有及び連携強化を図る。
	◎実績令和4年度は、第1層(市域・区域)の生活支援コーディネーターとして市・区社会福祉協議会に各2名ずつ(計18名)、第2層(日常生活圏域)の生活支援コーディネーターとして地域包括支援センターに1名ずつ(計41名)配置し、生活支援サービスの多様な提供主体が参画する協議体の設置等を行った。また、市社会福祉協議会と連携して、各生活支援コーディネーター等を対象とした担当者アンケートを実施し、各担当者からの思いや意見等の吸い上げを行った。アンケートの中で多かった「事業に対する理解が足りていない」、「他の地区が行っている取組を参考にしたい」という意見に対して研修会や意見交換会を開催するなど、各担当者の事業に対する理解を深めてもらえるように取り組んだ。
	●課題 生活支援体制整備事業を推進する上で、第1層(市域・区域)と第2層(日常生活圏域)間の連携の強化が不可欠であるが、現在、高齢者地域支え合い事業の準備・運営委員会を第2層協議体として位置付けていることから、第2層で把握した地域ニーズや地域課題を第1層に吸い上げることがなかなかできていない現状がある。
	○今後の取組方針 引き続き、市社会福祉協議会と連携しながら、各生活支援コーディネーター等を対象とした研修会や意見交換会等を開催 し、その中で事業の趣旨やビジョンについての行政説明を行うことで、事業に対する理解を深めてもらうように取り組んでいく。

6 現行計画に基づく主な取組の成果①

取組体系	3 地域住民等と支援関係機関による包括的な支援体制の構築				
取組項目	地域住民等が地域における問題を把握し地域生活課題として解決を試みることができる環境等の整備				
	【住民主体型生活支援訪問サービス事業】 「介護予防・日常生活支援総合事業」の訪問型サービスとして、地域団体、NPO、ボランティア団体等の多様な実施団体に対し運営費等を補助し、高齢者の多様なニーズに対応した生活支援サービスを提供する。 ②実績				
	年度	実施団体数(団体)	実利用者数 (人)	延べ支援提供件数 (件)	
	平成30年度	22	79	996	
	平成31年度	ξ 26	101	873	
取組実績等	令和2年度	30	111	631	
双 祖 天 稹 守	令和3年度	35	155	837	
	令和4年度	36	134	1570	
	●課題 サービスの延べ支援提供件数が順調に増加している一方で、サービスの実施団体数は伸び悩んでいる傾向にある。 ○今後の取組方針 引き続き、募集説明会の開催や広報による市民への普及・啓発を行うほか、生活支援コーディネーターによる地域団体への働きかけを行うとともに、サービスの実施団体に対する立ち上げ・運営支援に取り組む。				

6 現行計画に基づく主な取組の成果®

2011 H				
取 組 体 系	3 地域住民等と支援関係機関による包括的な支援体制の構築			
取組項目	地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備			
	【地区社協活動拠点づくりの推進】 地域福祉活動の充実を図るため、地区社会福祉協議会の活動拠点の設置や活動拠点にスタッフを配置する経費の助成(地 区社協活動拠点活性化支援事業)を行っている市社会福祉協議会への支援を行う。			
	©実績 住民同士がつながり合い、地域における様々な困りごと等について、誰もが気軽に相談できる体制づくりを促進し、様々な課題を解決していけるまちづくりを目指すことを目的として、令和2年度から、地区社会福祉協議会の活動拠点に拠点スタッフを配置する経費について、1地区当たり年間48万円を上限に助成を行っている。 本事業を活用した地区社会福祉協議会からは、地域住民の相談窓口として機能が向上した、相談機関等との連携強化や地区社会福祉協議会の活動の担い手確保につながったなどの声が寄せられており、地区社会福祉協議会の活動拠点の機能の充実や体制の強化につながっているものと考えている。			
	年度 地区数 (地区)			
	令和2年度 2			
取組実績等	令和3年度 26			
	令和4年度 44			
	●課題 全ての地区社会福祉協議会に拠点スタッフが配置できるよう、市社会福祉協議会と連携・協力して支援に取り組んでいく 必要がある。 なお、令和4年度には、地域から「人数を限定せず、各地域団体による輪番制で対応するケースも助成対象になれば、地 域で協力して取り組める」、「補助対象経費を謝礼金以外の経費にも拡大してほしい」といった意見があったことを踏まえ、 市社会福祉協議会と連携しながら、地域の実情に応じて配置人員等を措置できるよう、配置するスタッフの人数や助成対象 経費の運用を見直した。 ○今後の取組方針			
	今後も市社会福祉協議会と連携・協力し、地域の声をしっかり把握しながら、本事業の活用促進を図っていく必要がある。			

6 現行計画に基づく主な取組の成果⑩

取組体系 3 地域住民等と支援関係機関による包括的な支援体制の構築 取組項目 多機関の協働による包括的な相談支援体制の整備 【相談支援包括化推進員の配置】 地域の相談機関に「相談支援包括化推進員」を配置し、高齢、障害、子ども、生活困窮など複合的な生活課題を抱える世帯等に対して、多機関協働による包括的な相談支援を行う。

◎実績

平成31年1月から、相談支援包括化推進員を中区の地域包括支援センターにモデル的に1名配置し、特定の中学校区域において事業の試行実施を行った。令和4年度からは、それまでのモデル配置の結果から、支援対象地域を中学校区域から区全域に拡大するとともに、配置区も新たに1区(安佐南区)増やして実施している。

試行実施により、単独の相談支援機関だけでは処遇が困難な複雑化・複合化した生活課題に対して、相談支援包括化推進員が世帯全体に着目した包括的な支援プランを作成し、課題の解きほぐしや各支援関係機関の役割分担等を行うことで、各支援関係機関と連携・協働して円滑な支援を行えることが確認できた。

(単位:件)

取組実績等

年度	区	受付件数	終結件数	継続件数
平成30年度	中区	22	2	20
平成31年度	中区	52	22	50
令和2年度	中区	38	51	37
令和3年度	中区	28	42	23
人和4年 英	中区	36	35	24
令和4年度	安佐南区	12	6	6

●課題

試行実施により、相談支援包括化推進員の役割の必要性や配置による効果が確認できたことから、未配置区(中区・安佐 南区以外)への配置を計画的に実施していく必要がある。

〇今後の取組方針

相談支援包括化推進員の配置拡大を計画的に実施し、本市全域で多機関の協働による包括的な相談支援体制を確立する。

相談支援包括化推進員:2区(令和4年度)→4区(令和5年度)→8区(令和6年度)

6 現行計画に基づく主な取組の成果②

取 組 体 系	3 地域住民等と支援関係機関による包括的な支援体制の構築
取組項目	多機関の協働による包括的な相談支援体制の整備
	【区役所厚生部の再編】 少子化・高齢化の急速な進展や地域コミュニティの活力低下などにより、地域住民が抱える課題が複雑化・複合化してきている中で、こうした課題に適切に対応できる包括的な支援体制づくりを推進するため、区役所厚生部の再編を行う。
取組実績等	 ◎実績 包括的な支援体制づくりを推進するため、令和2年4月に区役所厚生部を再編(東区のみ平成30年4月に先行実施)し、地域福祉の担い手となる地域団体等、保健・医療関係団体、地域包括支援センターなどを一元的に所管する地域支えあい課を設けることや、保健師の地区担当制※を導入するなどにより、地域団体や支援関係機関等との連携・協力体制を構築し、包括的な支援体制づくりを進めた。 区役所厚生部の再編により、再編前に比べ区役所の窓口が分かりやすくなり、行政への相談もしやすくなったとの声をいただいている。 、保健師の地区担当制については、現行計画に基づく主な取組の成果②を参照
	●課題 実績のとおり、区役所厚生部の再編に対する評価の声がある一方、高齢・障害・子ども・生活困窮といった、各制度所管間での連携をより円滑に行うことなどにより、地域住民等に対してより良い支援を提供できるよう、更なる庁内連携等を求める声がある。
	○今後の取組方針 引き続き、地域団体や支援関係機関等との連携・協力による、包括的な支援体制づくりを推進していく。

6 現行計画に基づく主な取組の成果②

取組体系	3 地域住民等と支援関係機関による包括的な支援体制の構築				
取組項目	地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備				
	【保健師地区担当制の推進】 区役所厚生部「地域支えあい課」において、保健師がそれぞれの担当地区を受け持つ「保健師地区担当制」とし、保健師 が積極的に地区に出向き、訪問指導や健康相談を行うなどの保健活動を充実させるとともに、地域住民や関係機関と連携し ながら高齢者、障害者、子どもなど全ての住民が暮らしやすい地域づくりを推進する。				
	◎実績		(単位:件)		
		実績値			
	項目	和2年度 令和3年	度 令和4年度		
	保健師の家庭訪問件数	6, 645	, 518 6, 083		
取組実績等	複数の関係課によるケース会議の開催回数	2, 160 2	, 492 3, 501		
	保健師の地域団体役員等との協議回数	979	968 2, 052		
	●課題 担当地区での訪問指導や健康相談などの保健活動を行いつつ、報告書等の作成に多くの時間を費やしていること、感染症の感染拡大時には経常の保健業務と並行して感染症対応業務を行う必要がある。 ○今後の取組方針 ・ 個別支援記録のデジタル化などのICT環境の整備 ・ 感染症対応業務と保健業務が両立できる体制づくり ・ 分野横断的な専門機関間のネットワーク作りの場の設置				

田公司正にせぶノチャ取のの代田の

現行計画に基づく王な取組の放果巡									
	取組体系	晶祉の推進							
取 組 項 目 社会福祉法人等による公益的活動の促進									
		市社会福祉協議会 更なる充実・強化か ②実績 ・ 市社会福祉協議							
		年度	補助額 (千円)	備考					
		平成31年度	735, 101	_					
		平成2年度	864, 558	・地域福祉関係団体への応援金の支給(コロナ禍での地域福祉関係団体の活動再開・継続を支援) ・地区社協活動拠点活性化支援事業の開始(2地区)					
		令和3年度	738, 604	・組織体制の強化(市職員1名派遣)・地区社協活動拠点活性化支援事業の拡充(2地区→26地区)					

取組実績等

市社会福祉協議会の地域団体連携支援基金に対する出捐

(見込額)

764, 227

地区社会福祉協議会が行う各種地域団体との連携活動への多年度にわたる支援等を行うための基金を設置している 市社会福祉協議会に対し、その原資を出捐した。

市社会福祉協議会及び各区社会福祉協議会の法人合併

・組織体制の強化(地区社協への支援強化のため4名増員)

・地区社協活動拠点活性化支援事業の拡充(26地区→44地区)

年度	出捐額 (千円)	市社会福祉協議会が行う支援事業の内容
令和3年度	77, 428	・地区社協が行う各種地域団体との連携した新たな活動に要する事業費助成・地域における団体間の連携強化に取り組む地区社協への運営費助成
令和4年度	12,685 (見込額)	・地域における団体間の連携強化に取り組む地区社協への運営費助成・新たな協力体制設立時助成

●課題

市社会福祉協議会では、これまでの地域における福祉関係業務の着実な実施とともに、新たに地域コミュニティの活性化 の推進を担うことができる組織へと充実・強化を図っていくこととしており、引き続き、地域福祉の推進の中核を担ってい くことができるよう、体制強化等の支援を行っていく必要がある。

〇今後の取組方針

令和4年度

市社会福祉協議会が引き続き、地域福祉推進の中核を担っていくことができるよう、必要な支援を実施・検討する。

6 現行計画に基づく主な取組の成果②

取組体系	4 民間との連携・協働による地域福祉の推進
取組項目	民間企業等との協働による地域福祉活動の展開
	【包括連携協定の締結】 地域社会の発展と市民サービスの更なる向上を図るため、本市と様々な経営資源を有する民間企業等との間において、複数の政策分野にまたがる包括的、横断的な連携・協力を約する協定を締結する。
	◎実績令和4年度末時点で、20の民間企業等と包括連携協定を結んでおり、その協定に基づき、地域における見守り・支え合い活動を促進している。(活動の例)・ 高齢者の見守り活動への協力
	各家庭への訪問活動や店舗での販売活動といった各企業の日常業務の中で、徘徊高齢者や日常生活に異変を感じる高齢者を確認した際に、店舗での一時保護や区役所厚生部・地域包括支援センター等の専門機関へ対象者をつなげる仕組みが出来ている。
取組実績等	・ 障害者福祉事業所の自主製品販売の場の提供 障害者福祉事業所で作業者が製作した自主製品(パンや菓子)の販売を、各企業の店舗で社内向けや地域住民向けに 販売することで、自主製品の販路を拡大するとともに、障害者や事業所の活動について理解を深めている。
	 生活支援体制整備協議体への参画 生活支援体制整備事業(現行計画に基づく主な取組の成果⑥)において設置している、生活支援等サービスの体制整備に向けて多様な主体間の情報共有及び連携強化を推進する協議体へ参画してもらい、地域の実情に応じた地域づくりへの支援に取組んでいる。
	●課題 高齢者や障害者の福祉の向上に関することなど、福祉分野に関する連携事項を包括連携協定において定めているものの、 具体的な取組が進んでいないものもある。
	○今後の取組方針 引き続き、包括連携協定を締結する企業等を増加させるとともに、企業等と協議しながら包括連携協定に基づく福祉分野に関する取組を推進することにより、民間企業等との協働による地域福祉活動を促進する。

6 現行計画に基づく主な取組の成果24

取組体系	5 安心して暮らすことができる生活環境の整備
取組項目	住宅・居住環境の整備
	【高齢者等の住宅確保要配慮者向け住宅の登録及び情報提供等】 高齢者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の登録促進に取り組むとともに、これらの住宅への円滑な入 居のため、登録住宅の情報発信、居住支援サービスの情報提供などを行う。
取組実績等	◎実績 住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の登録を促進するため、不動産関係団体等を通じた不動産事業者や賃貸 人への働きかけや、登録情報の周知の実施を行った。 また、居住支援サービスや住宅確保要配慮者の生活をサポートする居住支援法人の概要を取りまとめたパンフレットを作成し、くらしサポートセンター等の相談支援機関へ配布することで情報提供を行った。
	●課題 近年、居住支援の実務に携わる居住支援法人が急増しており、地域における福祉サービスの窓口や不動産事業者等との連 携体制の構築が必要である。
	〇今後の取組方針 引き続き、住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の登録を促進するため、定期的に周知を行う。 また、居住支援法人等との連携体制の構築に向けた検討を行う。

6 現行計画に基づく主な取組の成果②

取組体系	5 安心して暮らすことができる生活環境の整備
取組項目	福祉のまちづくりの推進
	【民間事業者等が自主的にバリアフリー化に取り組むことを促す仕組みの検討】 バリアフリー法の対象とならない小規模な事業所や施設等において、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた自主的な バリアフリー化の取組が進められる仕組みについて検討する。
	◎実績 令和3年11月から、事業者による障害者差別の解消に向けた積極的な取組を促すことを目的に、「みんなのお店ひろしま」 宣言制度を開始し、事業者による環境整備や合理的配慮の提供の取組事例を収集し、公表している。
取組実績等	●課題 令和4年度に実施した事業者アンケートにおいて、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の内容を含めて 知っていると答えた者は約3割、「広島市障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」の認知度は約5割と低いことか ら、市民・事業者の理解を深めるための周知・啓発方法を検討していく必要がある。
	〇今後の取組方針 令和4年度末現在で11店舗の宣言店がある当該制度について、幅広い業種に周知し、登録を促していくとともに、その取組 事例の収集・蓄積を行い、様々な障害や困難を持つ方に対する取組内容の充実を図り、市ホームページ等で情報発信するこ とで、障害者への合理的配慮等への事業者の理解を深め、障害者差別の解消に向けた機運醸成を図る。

6 現行計画に基づく主な取組の成果26

取組体系	5 安心して暮らすことができる生活環境の整備
取組項目	権利擁護の推進
	【成年後見制度利用促進】 認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分であるために意思決定が困難な人を支える重要な手段となる成年 後見制度の利用促進を図る。
	◎実績 令和3年10月に国の成年後見制度利用促進基本計画上の中核機関である「広島市成年後見利用促進センター」を設置し、 市民講演会やチラシの作成等による広報業務、法律専門職による月1回の専門相談会の開催等による相談業務、受任者調整 業務等の制度利用促進業務及び市民後見人の後見業務を支援する後見人等支援業務に取り組んでいる。 また、令和4年度末時点で、市民後見人養成講座を修了した市民後見人候補者バンク登録者33名の内、2名が市民後見人と して後見活動を行っている。
取組実績等	●課題 現在、本市の市民後見人に係る受任者調整は、市社会福祉協議会が担当する法人後見ケースとの複数後見に限定して行われているため、市民後見人養成研修を修了し、成年後見に一定の知識を身に付けた人材の適切な活用が進まない状況が進んでいる。
	〇今後の取組方針 市民後見人による単独受任を実現するために、市民後見人の受任が適切であると判断されるケースについては、市民後見 人の受任に向けて積極的に受任者調整を行っていく必要があることから、市民後見人の受任者調整の対象範囲を現在の市社 会福祉協議会が担当する法人担当ケースから、専門職後見人の受任ケースにも拡大し、受任者調整を行っていくことを今後 の取組方針とする。 また、市民後見人に対する支援体制の充実を図るために、現在のセンターによる市民後見人への支援に加え、令和5年度 から専門職による支援も受けられる体制を整備する。

6 現行計画に基づく主な取組の成果②

取 組 体 系 5 安心して暮らすことができる生活環境の整備						
取組項目 貧困の状況にある世帯への支援の充実						
	【生活困窮者の自立支援】 生活困窮者自立支援法に基づき、	生活保護に至る前の生活困窮者の自立を支援するための各種事業を行う。				
	事業名	事業内容				
	生活困窮者自立相談支援事業	生活保護に至る前の生活困窮者からの相談に応じ、就労その他の自立に向けた支援を盛り込 んだ支援計画を作成し、包括的な支援を行う				
	住居確保給付金給付事業	住居を失った生活困窮者等に対し、家賃相当の給付金を給付する				
	就労準備支援事業	直ちに一般就労することが困難な生活困窮者に対し、生活習慣の改善やコミュニケーション 能力の向上などの支援を行う				
	一時生活支援事業	住居のない生活困窮者に対し、一定期間、宿泊場所や衣食の提供等を行う				
	家計改善支援事業	家計に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、家計管理に関する指導等を行う				
	生活困窮世帯学習支援事業	生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもを対象とした学習支援会を開催する				
取組実績等	就労訓練事業の推進	直ちに一般就労することが困難な生活困窮者を柔軟な就労形態で受け入れる事業者を拡大するための普及啓発を行う				
70 加入吸	8 中华					

◎実績 (単位:件)

年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
新規相談件数	2, 738	8, 831	5, 287	3, 457

●課題

新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、くらしサポートセンターへの相談が急増するとともに、自営業者、フリーランス、若年層など新たな相談者層も顕在化する中、物価高騰等の影響を受けて相談件数が高止まりしていることに加えて、令和4年度をもって国による生活福祉資金の特例貸付や生活困窮者自立支援金の給付などの支援策が終了するとともに、特例貸付の償還支援業務を市社協が県社協から受託して開始することに伴い、くらしサポートセンター等に支援を求める生活困窮者がさらに増加することが見込まれる。

〇今後の取組方針

上記課題の状況を踏まえ、令和4年度に設置した官民連携によるプラットフォームにおいて、生活困窮者を支援する民間団体等と連携した本市独自の支援策について検討するとともに、くらしサポートセンターの体制を強化し、ハローワークや福祉事務所などの関係機関や民間団体独自の支援と連携し、生活保護などの社会保障制度に適切につなぐなど、引き続き生活困窮者に寄り添った支援を実施していく。

6 現行計画に基づく主な取組の成果28

取組体系	5 安心して暮らすことができる生活環境の整備
取組項目	要支援者の避難支援等の推進
取 組 実 績 等	【避難行動要支援者の避難支援に係る取組の支援】 災害時に自力で避難することが困難な避難行動要支援者(高齢者や障害者等)の名簿を整備するとともに、避難行動要支援者のうち、名簿情報の外部提供に同意が得られた者のみを掲載した同意者リストを作成する。 また、同意者リストを地域で避難支援に携わる避難支援等関係者(自主防災組織、町内会・自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター等)に提供するとともに、避難支援等関係者や福祉専門職等と連携し避難行動要支援者ごとに避難支援者や具体的な避難方法等を記載した個別避難計画の作成を進める。 ②実績 平成28年から要支援者本人に対して自身の情報の外部提供に係る意向調査を開始し、平成29年度以降、情報の外部提供に同意が得られた方を掲載した同意者リストを避難支援等関係者に提供を行っている。 その後、災害時の避難支援等が実効性のあるものとなるよう、名簿に掲載された要支援者ごとに避難支援を実施するための個別避難計画の作成を本格的に進め、平成31年に行政主導での計画づくりに着手した。令和3年以降、本人・地域・福祉
	 ●課題 取組を着実に進めるためには、地域の避難支援等関係者や福祉専門職の協力を得ることが重要であり、地域や福祉専門職への説明会を開催するなど取組の周知が必要となる。 ○今後の取組方針 災害危険区域に居住する方など計画作成の優先度の高い方については、令和7年度末までに全ての計画が作成できるように、引き続き、本人・地域・福祉専門職と連携した取組を継続する。

7 その他の地域共生社会の実現に資する取組の成果①

【重層的支援体制整備事業の実施に向けた検討・調整】

令和3年4月施行の改正社会福祉法において、複雑化・複合化した生活課題を抱える地域住民に対する包括的な支援体制の構築のための1つの手法として示された、①包括的な相談支援(包括的相談支援・多機関協働・アウトリーチ等を通じた継続的支援)・②参加支援・③地域づくりに向けた支援の3つの機能を、既存の相談支援などの取組をいかしつつ、一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」(以下「重層事業」という。)の実施に向けた検討・調整を行う。

◎主な実績

庁内検討会議等における検討・調整

重層事業の実施に当たっては、高齢、障害、子ども、生活困窮等に対する支援を所管する庁内の関係各課との分野横断的な連携が不可欠であるため、令和4年度に本庁関係課、区地域支えあい課及び市社協関係課の長による庁内検討会議並びに関係各課担当者によるワーキンググループを開催し、重層事業の実施体制、実施方法等の検討を行った。 (検討会議:3回、ワーキンググループ:4回)

取組実績等

・ 相談支援包括化推進員の配置拡大 「6 現行計画に基づく主な取組の成果(例) のとおり。

・ 区ネットワーク会議(連携の基盤)設置の推進

重層事業の実施による属性や世代を問わない包括的な相談支援や地域づくり支援を行うためには、各分野の支援関係機関等の連携・協働が重要となるため、そのための基盤となる場として、区ネットワーク会議の設置に向けた支援を実施。 (令和4年度末現在:4区、令和5年度中に全区での設置に向け支援を実施)

●課題

庁内検討会議等へ参画していない地域包括支援センターや障害者基幹相談支援事業所といった支援関係機関等への重層事業の周知や説明を実施し、支援関係機関等の共通理解の下、重層事業に取り組んでいく必要がある。

〇今後の取組方針

令和6年度からの重層事業の実施に向けて、多機関協働の中核となる相談支援包括化推進員の配置の拡大を計画的に実施する(「6 現行計画に基づく主な取組の成果®」のとおり。)とともに、区ネットワーク会議や支援関係機関等の定例的な会合の場などの機会を捉え、支援関係機関等との連携・調整を図る。

7 その他の地域共生社会の実現に資する取組の成果②

【広島市地域コミュニティ活性化ビジョンに基づく取組の推進】

令和4年2月に策定した「広島市地域コミュニティ活性化ビジョン」に基づき、地域の関係者が、楽しさややりがいを感じながら市民主体のまちづくりを進めることができるよう、概ね小学校区を活動範囲として、地域の実情に応じて、地区社会福祉協議会や連合町内会・自治会などの多様な主体が連携し、地域の情報・将来像の共有や、地域課題の解決に向けた様々な活動の企画・検討、広報等に取り組む「新たな協力体制」である広島型地域運営組織「ひろしまLMO(エルモ)」(以下「ひろしまLMO」という。)の構築に向けた支援などを行う。

◎主な実績

- 1 地域団体等に対する活動支援
 - (1) ひろしまLMOの設立・運営支援

ひろしまLMOの構築に先導的に取り組む地域の募集を令和4年7月1日から開始し、応募のあった地域に対して、随時、本庁、区役所、市社会福祉協議会、区社会福祉協議会の職員が地域に出向いて伴走支援を行い、令和4年度内に9地域においてひろしまLMOの認定を行った。また、認定した9地域に対し、広島市社会福祉協議会を通じて備品整備費などのひろしまLMOの設立時に要する経費への助成を行った。

- (2) 若年層を対象としたワークショップの開催 若い世代を主な対象として、地域活動への参加を促すワークショップを開催した。
- (3) 町内会の役員等を対象としたICT活用講座の開催 団体運営においてICTが積極的に活用されるよう、町内会の役員等を対象としたICT活用講座を開催した。
- (4) ふるさと納税を活用した地域への支援 地域団体による自主財源の確保を支援するため、地域の特産品などをふるさと納税の返礼品に設定する制度を創設 した。
- 2 企業等の地域貢献活動への参画促進

働く現役世代が地域貢献活動に参画しやすい環境づくりを進めるため、地域貢献活動に参加するための休暇制度の整備促進や、地域貢献活動に積極的な企業等に対する認定制度を創設するとともに、「企業等の地域貢献活動に関するシンポジウム」を開催した。

●課題

複雑・多様化した地域課題に対応するため、地域コミュニティの活性化に資する取組の更なる充実を図る必要がある。

〇今後の取組方針

本市と市社会福祉協議会等が連携して、ひろしまLMOの設立・運営支援を引き続き行うとともに、新たな補助制度による組織運営支援や市社会福祉協議会の職員体制の強化など、地域コミュニティの活性化に資する取組を推進する。

取組実績等

7 その他の地域共生社会の実現に資する取組の成果③

【児童家庭支援センター運営事業】

児童福祉法に位置付けられた児童福祉施設である児童家庭支援センターを設置・運営し、児童相談所やこども家庭相談コーナーと連携しながら地域の要保護児童等に関する相談支援等を行う。

◎実績

令和5年1月から児童家庭支援センターを開設し、児童相談所やこども家庭相談コーナーと連携しながら相談支援を行って きた。相談件数等については、以下の表のとおりである。

また、児童家庭支援センターでは、アウトリーチの支援を充実させるため、見守りを必要とする家庭に対し、家庭訪問による食材等の提供を通じた見守りを行う、「支援対象児童等見守り強化事業」を実施している。

(単位:件)

令和5年	電話相談	来所相談	訪問相談	心理療法等	メール相談	手紙相談	その他	月別延件数
1月	95	11	19	0	16	0	4	145
2月	141	14	36	1	5	0	9	206
3月	216	15	44	6	4	0	2	287
合計	452	40	99	7	25	0	15	638

取組実績等

●課題

保護者からの電話相談や、関係機関からの支援に関する連絡など、相談支援を実施することができており、家庭への周知 や関係機関との連携を行うことができているが、児童本人からの相談が少ないことが課題である。

また、支援対象児童等見守り強化事業について、こども家庭相談コーナーが対象世帯から利用の同意を得られず、支援に結び付いていない世帯があることが課題である。

〇今後の取組方針

児童本人が相談しやすくなるよう、学校の保健室や相談室に児童家庭支援センターのチラシを設置して広報を実施する。 また、支援対象児童等見守り強化事業の実施について、こども家庭相談コーナーは児童家庭支援センターと連携して、電 話相談から始めて関係づくりを構築するなど支援に結び付くよう工夫をしていく。